

第 158 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 10 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 158 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 10 月 11 日 (木) 午後 2 時 02 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 10 月 11 日 (木) 午後 2 時 15 分

3. 開催場所 南部町役場南部分庁舎 議場

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番 赤 石 敏 文	
会長職務代理	10 番 中 村 文 男	
委 員	3 番 堀 内 重 男	4 番 砂 庭 周 平
	5 番 工 藤 信 仁	6 番 佐々木 一 雄
	7 番 三 浦 恵美子	8 番 松 村 範 明
	9 番 滝 田 信 彦	11 番 河守田 雄 一
	12 番 野 田 清 八	13 番 山 田 憲 幸
	14 番 川守田 雄 一	15 番 梅 内 勝 治
	16 番 奥 瀬 修 一	

5. 欠席委員 (1 人)

2 番 石 橋 薫

6. 会議書記

事務局長	松 橋 悟
班 長	小田原 孝治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6	議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 158 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 158 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 0 2 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 三浦恵美子 委員 8 番 松村範明 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 17 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤信仁 調査員</p>
工藤調査員	<p>5番 工藤から説明いたします。</p> <p>去る10月3日、砂庭委員と南部町役場南部分庁舎において、議案第19号及び議案第20号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第19号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と番号2番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第19号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第20号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。番号1番から番号3番のいずれも賃貸借による権利の設定に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤 調査員</p>

工藤調査員	<p>議案第 20 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が店舗を建築し、コンビニエンスストアを営むため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、借受人が店舗を建築し、コンビニエンスストアを営むため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、借受人が太陽光発電所を建設し、売電するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>番号 1 番について補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で、南部町役場本庁舎から南西約 2.8km の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の東西側及び南側は宅地、北側は農地となっています。</p> <p>申請地の農地区分については「農地の区域規模が 10ha 未満」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>申請人は国道沿いで交通の利便性がよく、人口移動の観点からも集客が見込めることから、申請地を選択するに至ったものです。非農地及び第 3 種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われます。</p> <p>なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われます。また、当該農地には使用貸借や賃借権は設定されておりません。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>次に番号 2 番について補足いたします。</p> <p>番号 2 番の申請地はいずれも番号 1 番の隣接地であり、位置ですが、名川・斗賀地区で、南部町役場本庁舎から南西約 2.8km の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の東西側及び南側は宅地、北側は農地となっています。</p> <p>農地区分については「農地の区域規模が 10ha 未満」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p>

<p>小田原班長</p>	<p>申請人は国道沿いで交通の利便性がよく、人口移動の観点からも集客が見込めることから、申請地を選択するに至ったものです。非農地及び第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われま</p> <p>す。また、当該農地には使用貸借や賃借権は設定されておりま</p> <p>せん。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると思われま</p> <p>す。原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>次に番号3番について補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、福地・福田地区で、南部町役場本庁舎から南西約500mの距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の南側は町道、西側及び北側は田、東側は畑となっています。</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね500m以内の区域で宅地化割合が40%超え(41.18%)」と認められることから、第2種農地と判断されま</p> <p>す。</p> <p>申請人は太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。非農地及び第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われま</p> <p>す。また、当該農地には使用貸借や賃借権は設定されておりま</p> <p>せん。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると思われま</p> <p>す。原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第20号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めま</p> <p>す。</p> <p>よって、議案第20号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたしま</p> <p>す。</p> <p>議案の朗読と説明を求めま</p> <p>す。</p> <p>小田原班長</p>

<p>小田原班長</p>	<p>議案第 21 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、3 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,970 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,930 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,988 円です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 21 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6 議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 158 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 15 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 10 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員